

## 大阪府指定出資法人評価等審議会（第11回）

■と き	平成30年10月2日（火曜日）15：00～16：00
■と ころ	大阪府赤十字会館4階402会議室
■出席者	上野 恭裕（関西大学社会学部 教授） 上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授） 砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント） 谷木 稔弘（公認会計士 谷木稔弘事務所 公認会計士） 丸岡 利嗣（株式会社マルゼン 代表取締役） 八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士） 山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士）
■議 題	1 指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ （大阪外環状鉄道（株）） 2 指定出資法人の役員報酬基準の再点検に関する意見書とりまとめ （大阪外環状鉄道（株）・大阪府道路公社）

### 1 指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

#### 個別ヒアリング評価結果概要について、事務局より説明

委員：大阪外環状鉄道(株)は、全線開業後も借入金を返済しないといけないので、府としてはその間は、会社を存続させるつもりであると考えてよいか。

事務局：前回の部局説明で、借入金返済に40年程度は期間を要するとのことであるため、現時点では、それまでの間は会社を存続ということになるかと思われる。

委員：この審議会としては、来年4月から2年間分の大阪府の法人に対する関与をどうするかを諮るということで良いか。

事務局：お見込みのとおり。ただ、来年度は人的関与の定期点検の時期となり、その際には、今回のように部局からのヒアリングを実施のうえ審議するのか、または、課題等に大きな変化がないということで、今回の意見をベースに審議いただく一括審議とするかを判断いただくこととなる。仮に31年4月から2年経過する時期に再点検が必要となれば、今回と同様、状況の変化が生じているということで、個別にご審議いただくという扱いになる。

委員：「常務取締役」の場合、総務担当役員として、借入金の返済についても2年間で道筋を付けるということも理由のひとつに入れておいた方がいいのではないか。

事務局：書き込みは可能であるが、他の関与ポストの意見とのバランスを考えると、かなり具体的なことに言及することになる。

委員：人的関与が必要である判断基準として、借入金の返済と漠然と入れてしまうと、次回以降の審議の際に、その道筋がついていないという理由で引き続き関与が必要であるとなってしまうのではないかということを懸念している。

委員：他の業務の段取りが終わっていても、借入金の業務が残っており、引き続き、「常務取締役」のポストが必要ではないかと、思われてしまうのではないか。

委員：残事業に占める借入金の返済に「常務取締役」がどの程度関わってくるのか説明いただきたい。借入金の返済は続いていくが、この2年間での業務の内容についての比率や重要性はどの程度のものなのか。

事務局：具体的な額等は把握していないが、実態としては、残事業の借入金と、既に事業を実施した分の借入金もある。大半は開業までの建設事業分であり、今年度までに借入しているため、その返済計画は、総務担当の「常務取締役」の業務であり、法人としての重要性はあるが、業務比率となると、今、正確にお答えすることは難しい。

委員：審議会としては議論したことは残るため、意見書には借入金の話を入れられない表現でも良いのではないかと。

委員：委員意見の中には、特に借入金の返済が継続して残るためポストとして必要というニュアンスよりも、どちらかといえば、残事業が2年で終了ということが中心に述べられているため、懸念されるような借入金の返済が続くので、2年後もまた必要性が高いというような判断が行われることはあまりないのではないかと。

委員：実質的には2年後も借入金の返済は継続しているわけだが、特にそれについて審議会意見の中で言及しているわけではなく、2年間残事業の家屋補償や環境アセスが大部分を占めており、それがなくなる2年後に改めて審議ということではないかと。

委員：以上のご議論を踏まえ、ポストごとの関与の総合評価についてまとめたい。まず、「代表取締役社長」について、「認められる」と「条件付きで認められる」に評価が分かれています。各委員の総意としては、2年間の残事業完了までという認識であるので、「条件付きで認められる」ということとしたい。次に「常務取締役」に関しては「条件付きで認められる」という意見が大多数ということもあるので、「代表取締役社長」と同様に「条件付きで認められる」ということで審議会の最終評価としたいと思いますが、いかがかと。

各委員：異議なし。

委員：続いて、資料2（意見書案）について、今回の審議会でのヒアリング内容等をもとに、意見案を整理しているが、特にご意見がないようでしたら、こういう形でとりまとめたいと思うが、いかがかと。

各委員：異議なし。

委員：それでは、大阪外環状鉄道㈱「代表取締役社長」及び「常務取締役」については、「条件付きで認められる」とし、意見書（案）のとおり決定する。

## 2 指定出資法人の役員報酬基準の再点検に関する意見書とりまとめ

### 事務局より、資料3に基づき、意見書（案）について説明

委員：今回議論した役員報酬基準については、府OBが常勤役員に就任した場合に適用されるものであるが、府OB役員と他の役員等との報酬額の相違についてはどのように考えるべきなのか。

事務局：28年度に役員報酬の全体点検を行った際にその点も議論されており、報酬額の相違について『役員就任時の報酬の取り決めにより、報酬額を決定していること、様々な出身母体の役員で構成される出資法人の特性、あるいは、府OBは定年退職後、すなわち現役を退いているということ等を考慮すれば、一定の妥当性が認められる』との意見をいただいている。

委員：府OB役員と他の役員との報酬額が相違することの妥当性について、次回の全体点検時に議論することは可能か。

事務局：可能である。

委員：今回の再点検については、府OBが着任した場合の報酬基準ということで議論いただいでい

る。結論としては意見書（案）に記載の報酬基準を審議会の意見としてよろしいか。  
各委員：異議なし。